

公務員の労働基本権 世界ではあたりまえ

公務員の労働基本権を、世界の視点でながめてみましょう。その点で、条約や勧告を通して国際的な労働基準をしめしてきたILOが、日本の公務員の権利をどのように見てきたのかが重要です。

世界から見れば、日本は「非常識」

主要な先進諸国では、ほぼ公務員の労働三権が保障され、ごく一般的な常識となっています。

ILOは、1960年代に日本の労働組合からの提訴をうけて、結社の自由と団結権保護に関する87号条約の批准を求め、日本政府にたび重なる勧告を出し、65年には、調査団(ドライヤー委員会)を日本に派遣して早期批准をせまりました。

その結果、日本政府は、ようやく条約を批准しましたが、公務員から労働基本権を制約するという「非常識」は、世界中の批判にさらされました。

87号条約とドライヤー委員会報告

公務員への労働基本権制約がILO第87号条約に違反するとして、1958年以降、総評などがILOに提訴するもと、ILOは日本政府に13回にわたる勧告を出し、ドライヤー氏を委員長とした「結社の自由に関する実情調停

委員会」を設置、65年に日本国内での実地調査が実施されました。

ドライヤー委員会がまとめた膨大な報告書は、日本の公共部門の労使関係を詳細に分析し、その問題点を的確に指摘しています。

権利を制約したままの「公務員制度改革」に ILOが勧告

2001年に「公務員制度改革大綱」の閣議決定が強行されるもと、全労連は翌年3月、労働基本権回復を求めてILOに提訴しました。

これをうけたILOは02年11月、日本政府に対して、「労働基本権の制約を維持する」とした意図を再考すべき「結社の自由原則に合致させるため、関係者との意味のある協議を求める」とした勧告を出しました。

同じ趣旨の勧告が、03年6月、06年3月にも出され、3度におよぶ勧告は、歴史的かつ画期的なものとなり、「制約を維持する」としてきた日本政府の姿勢を転換させる大きな力ともなりました。



公務員削減に反対して24時間ストでたたかうフランスの公務労働者。
横断幕には、「POLICE(警察)」の文字も(2008年1月、トゥールーズ)【AFP=時事】

3度のILO勧告のポイントは

- (1)労働基本権の制約を維持する」とした意図を、日本政府は再考すべき。
- (2)結社の自由原則に合致させるため、以下に焦点をあてて、すべての関係者との全面的で率直かつ意味のある協議を求める。
 - ①消防職員・監獄職員に労働組合をつくる権利を認めること。
 - ②国家の施政に直接従事しない公務員に団体交渉権、ストライキ権を付与すること。
 - ③公務員のストライキに対して重い刑罰を与えないこと。

ILO
と
労働基本権



公務員って
ストライキを
やってもいいの?



公務員の
ストライキは
世界的な常識よ